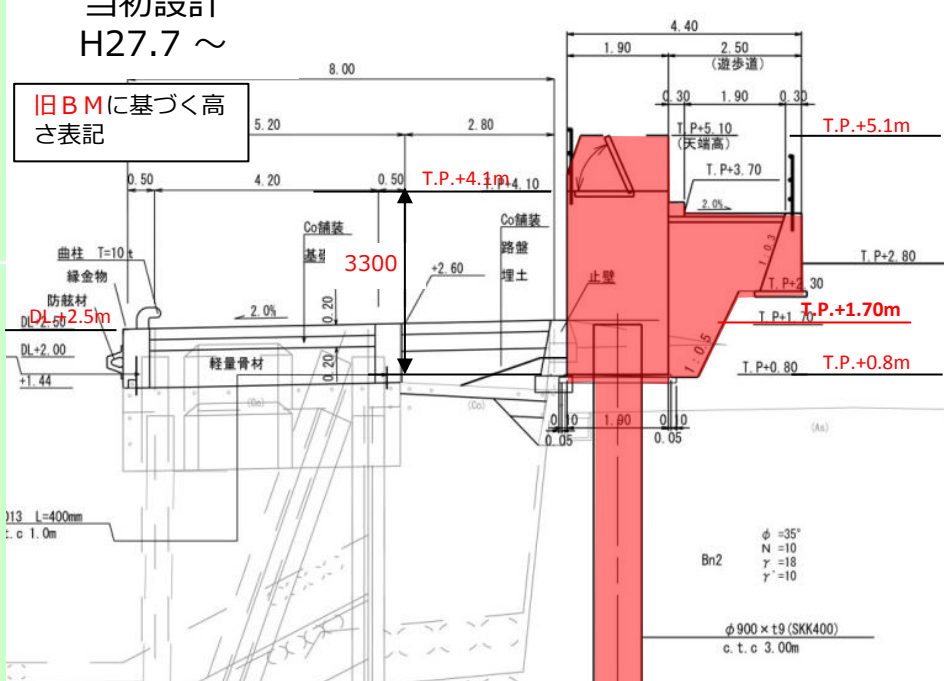
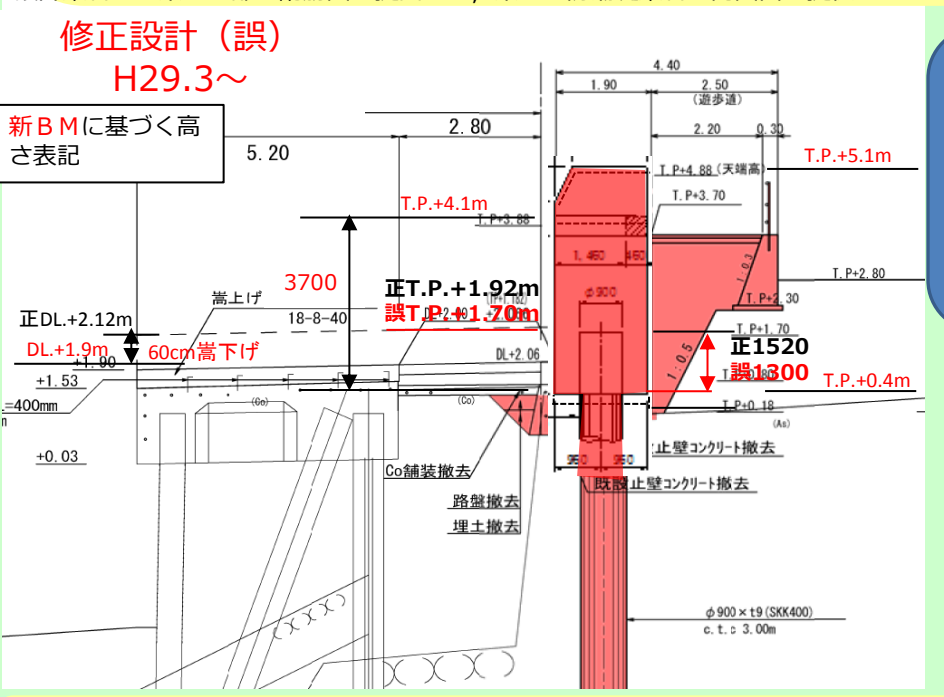
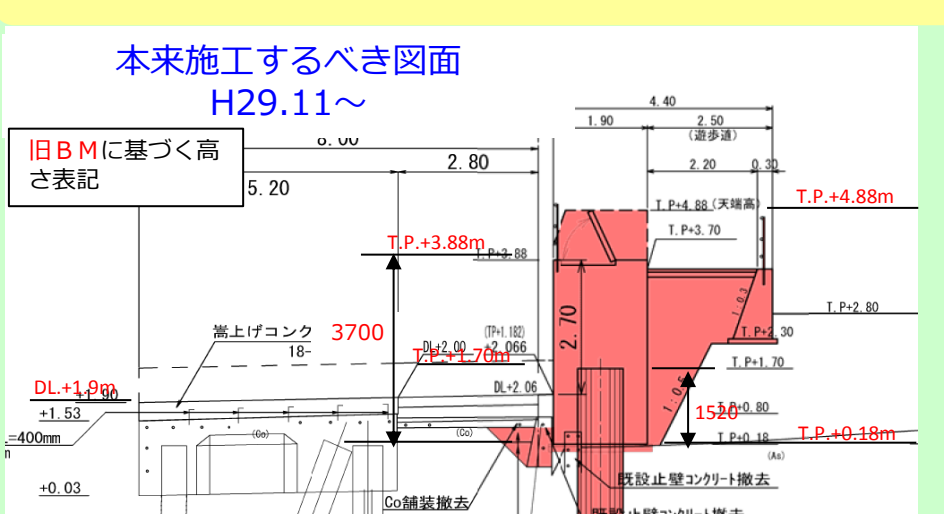


魚町防潮堤工事の施工ミスに至った原因と経過 (2)

年度	修正設計	防潮堤工事	起立式ゲート工事	模式図・内容等	施工ミスの要因
H27年度		H27. 7.3 契約 準備工	H28. 2.17 契約	<p>当初設計 H27.7 ~</p> 	(※)は、H30.6.30協議会ワーキング、H30.7.11地区会の資料から追加した事項
H28年度	H28. 7.14 契約	H28.11. 1 杭先行掘削 鋼管杭 着手 完了	契約	<p>【H29.3.8】 地盤隆起による高さ見直し (22cm下げ) を行い、図面表記が変更となることを県、設計業者、防潮堤業者、ゲート業者で確認(4者打合せ)</p> <p>【H29.3.17】 設計業者から県にコンクリート躯体天端高の変更 (22cm下げ) に加えて、岸壁高も60cm下げるため、防潮堤基礎面を62cm下げ、躯体高さを3.7mに変更した構造図が提出され、県から防潮堤、ゲート業者に同図面を提供 (下図参照) 新基準と旧基準の数値が混在</p> <p>【H29.3.21】 (※) 構造図における杭の埋込み長と杭の高さの表記ミスのうち、杭の高さの表記ミスについて、県の担当者から設計業者に修正を指示するメールを送信。また、防潮堤業者、ゲート業者にもメールを参考送信。(設計業者は、修正指示メールに気づかなかつたため、対応しなかつた。) なお、県の上司にはメールを送信していない</p> <p>【H29.4.1】 (※) 人事異動により県の担当者を変更</p> <p>【H29.5.30】 設計業者から県に上部工配筋図が提出され、県から防潮堤業者に同図面を提供</p>	<p>設計業者は、表記ミスのある図面を、仮成果として県に提供した。</p> <p>① 県は、図面の表記ミスに気づかず、防潮堤業者に提供した。</p> <p>防潮堤業者は、図面の表記ミスに気づかず施工を開始した。</p>
H29年度	完了	下水切廻 防潮堤本体 U6~U12 H29. 9.26 ② 床堀 H29. 10.5 均コン H29.10. 18 躯体コン H29. 12.25 防潮堤本体 U15~U19 ゲート据付 U6~U12 H29.12.11 H30. 3. 3 H30. 2.28	ゲート製作工	<p>修正設計 (誤) H29.3~</p>  <p>【H29.11.1】 設計業者から県に修正設計の最終成果品が提出され、県が防潮堤業者へ成果品を提供 (下図参照) 高さを旧基準に統一して修正</p> <p>本来施工すべき図面 H29.11~</p>  <p>【H30.3.2】 起立式ゲート起立高の段階確認検査時に、県が天端高が22cm高いのではないかと疑いを持つ</p> <p>【H30.3.6】 再度測量の結果、魚町防潮堤完了済区間において22cm高いことが判明</p>	<p>② 防潮堤業者は、床堀確認の段階確認検査を実施しなかつたため、杭の埋込長1520と1300の違いに気づかなかつた。</p> <p>県は、段階確認検査の実施を防潮堤業者に指示しなかつた。</p> <p>③ 県は、防潮堤業者に最終図面を渡したが、新基準から旧基準に高さ表記が変更されたことを伝えなかつた。</p> <p>防潮堤業者は、最終図面を確認せず施工を継続した。</p>

図面表記ミスの内容

- 図面は**新BMを基準**に作成していたが、図面中に**新BMを使用**することが記載されていなかった。
- 杭の埋込長を**1520**とすべきところを**1300**と記載していた。
- 杭の高さについても**T.P.+1.92m**とすべきところを**T.P.+1.70m**と記載。
- これらのことにより、**旧基準を使用した図面との誤解**が発生したと思われる。